仕様書(案)

1　業務名

アイヌ文化交流センターウッドチップ散策路整備業務

2　業務場所

札幌市アイヌ文化交流センター屋外庭園

札幌市南区小金湯27番地

3　履行期間

契約締結日から令和8年(2026年)12月27日まで

4　業務内容

受託者は、次のとおりウッドチップ舗装の散策路を設置すること。

(1)　設置場所

ア　ウッドチップ散策路は、アイヌ文化交流センター屋外庭園の自然の里、ポンチセ北東側の次の図の場所に設置する。散策路は幅員1.5m、面積は140㎡とする。



イ　散策路の場所の特定に当たっては、既設の杭など現場を確認し、委託者とよく協議を行うこと。

(2)　設置方法

ア　散策路の設置箇所は、事前に表土を60mm以上鋤取り、不陸を整正することとする。また、残土は適切に処分すること。

イ　舗装厚は、砂による路盤30mm以上、ウッドチップ30mm以上とする。また、ウッドチップは敷均した上で、風や歩行により飛散しないよう樹脂等で固定するか、平板製品を使用することとする。

5　安全の確保

　作業の実施に当たっては、必要な安全管理を行い、事故防止に十分注意するとともに、作業中に発生した事故等については、受託者が一切の責任を負うこと。

6　展示物等の破損

　作業の実施に当たって、展示物、既設の舗装面、工作物等を破損した場合、速やかに委託者に連絡し、適切な処置（原状回復等）を行うものとする。

　また、設置する散策路周辺には、施設で保護している植物が植栽されているため、損傷させないよう十分配慮し、作業を行う上で植物の移植等が必要な場合は、委託者と協議すること。

7　提出書類

（1）着手時

　業務日程を記載した業務計画書を提出すること。

（2）業務完了時

　受託者は、業務完了後速やかに業務完了届及び作業の日時、場所並びにその内容がわかる写真を添付した業務報告書を提出すること。

8　契約金額の支払い

　契約金額の支払いは、業務完了後、委託者による履行検査に合格した後に一括で支払うものとする。

9　環境への配慮について

　本業務の履行においては、札幌市の環境マネジメントに準じ、環境負荷の低減に努めること。

10　その他

（1）この仕様書に定めのない事項については、委託者と受託者とで協議し、その処理を図ることとする。

（2）業務の履行に際し、業務に関する法律等関係法令を遵守し、行うこと。

11　担当

札幌市市民文化局市民生活部アイヌ施策課　勘野
札幌市南区小金湯27番地　アイヌ文化交流センター
℡：011-596-5961
メールアドレス：ainushisaku@city.sapporo.jp